



千運監第171号
平成29年10月24日

郡山中央交通 株式会社
代表取締役 大竹 秀明 殿

関東運輸局長 河田 守弘



警 告 書

貴社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業の運営実態を監査したところ、別紙のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認された。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めるところに従い事業を適正に運営し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。

違反事実及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」に基づく処分日車数

(平成29年8月8日に行った監査時における関東営業所に係るもの)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	40日車 警告	記録なし 記載事項の不備
2	乗務記録に次の事項が記録されていないものがあったこと。 ・乗務の開始及び終了の地点及び日時 ・着地睡眠施設の名称及び位置 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	警告	記録事項の不備
3	運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	警告 警告	一部不適切 (実施2/3以上) 一部記録なし

※処分日車数は、下記算定根拠により算出。

処分日車数

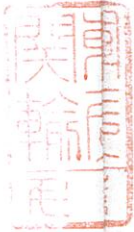
40日車 ※

→

警告

- ・「処分日車数」については、「基準日車等」を基に、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成28年11月22日付け関自監旅第252号、関自旅一第981号、関自保第328号。以下「処分基準」という。)3.(2)に定めるところにより算出したものである。

※ 基準日車等の合算の結果、処分日車数が50日車以下のため、処分基準3.(6)を適用し警告とする。なお、違反点数については、処分基準2.(1)の適用により、処分日車数等10日車までごとに1点を付すものとする。



平成 29年 9月 4 日

関東運輸支局長 殿

住 所 千葉県香取郡多古町大高字前野1-528

会 社 名 郡山中央交通株式会社 関東営業所

代表取締役 大竹 秀明



改善報告書

平成29年8月8日に実施した運営実態監査において是正指示書により指示のあった改善状況について、改善内容にかかる帳票類を提示のうえ、下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項(平成29年8月8日に実施し指摘を受けた事項を列記)

- ① 乗務記録に次の事項が記録されていないものがあったこと。
 - ・乗務の開始及び終了の地点、及び日時
 - ・着地の睡眠施設の名称及び位置
- ② 点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと
- ③ 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと

2. 改善内容及び再発防止対策

- ① 不備のあった箇所の記載もれがないようにし、乗務員に乗務記録(運転日報)に乗務開始と終了時宿泊を用途する業務では必ず睡眠施設の名称と位置(住所)を記入するように指示を徹底致します。
- ② 点呼を実施した運行管理者・補助者がその場で点呼記録簿の記載漏れ、誤りが無い事を確認して点呼を行った者の確認印で責任の所在を明確にして記録簿に記載不備がないようにしました。
- ③ 事業用自動車総合安全プラン2009、平成29年6月 同プラン2020指導監査指針マニュアルを活用して輸送の安全確保について指導教育項目を年間教育に組み入れて確実に実施致します。

